２０２７年度

関西学院大学ロースクール

Ａ日程

一般入試（法学既修者）

開放型選抜入試（法学既修者）

商　法　問題

《１０：００～１２：００》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商　法　問題】

次の文章を読んで、〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、自動車等の製造・販売を業とする公開会社（監査役設置会社）である。甲社の定款には、会社が行う公告方法として、官報による方法のみが記載されている。

甲社がその発行済株式総数の７０％を保有する乙株式会社（以下「乙社」という。）は、自動車等の部品の製造・販売を事業目的としているが、長く続く円安の影響から、業績が低迷していた。そこで、甲社は、乙社を救済するために、甲社を存続会社、乙社を消滅会社とする吸収合併契約を締結することを計画した。甲社・乙社間で締結された吸収合併契約（以下、この吸収合併契約に基づく吸収合併を「本件合併」という。）によると、本件合併の効力発生日は、２０２６年２月１０日とされていた。

甲社は、本件合併の手続において、その債権者に対する対応として、官報による公告は行ったものの、官報公告以外に個別の債権者に対しては何ら催告等を行っていない。

〔設問１〕

本件における甲社のような吸収合併存続会社が行うべき債権者異議手続について、その方法と内容を説明しなさい。

〔設問２〕

２０２６年６月１日の時点で、甲社に対して２０００万円の貸金債権を有している取引債権者であるＸは、本件合併に反対しており、本件合併の効力を争う訴えを提起することを検討している。このＸの訴えが認められるかどうかについて、論じなさい。なお、甲社は、事前および事後の情報開示、株主総会の決議、反対株主の株式買取請求手続については、適法に行っている。

関西学院大学大学院司法研究科

2027年度入学試験　出題趣旨・解説・講評
【A日程：商法】

≪出題趣旨≫――――――――――――――――――――――――――――――――

・本問は、吸収合併（部分的には、すべての組織再編行為に共通する）における債権者異議手続の概要とその手続的瑕疵を理由とする吸収合併無効の訴え（会社828条1項7号）について問うものである。
・〔設問1〕は、吸収合併存続株式会社における債権者異議手続の概要の説明を求めるものであり、〔設問2〕においては、〔設問1〕を前提として、本件における吸収合併無効の訴えについて論じることが求められている。
・いずれにしても、会社法における基本的な内容について問うものである。

≪解説・講評≫――――――――――――――――――――――――――――――――

【解説】

1　〔設問1〕について

・吸収合併存続会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、知れている債権者に対しては各別に催告しなければならない（会社799条2項本文・各号）。
　①吸収合併をする旨
　②消滅会社の商号及び住所
　③存続会社及び消滅会社の計算書類に関する事項（会社則199条）
　④債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
・上記④で定める一定の期間は、1ヶ月以上の期間でなければならない（会社799条2項但書）。
・存続会社が、官報公告に加えて、当該存続会社の定款で定めた公告方法（日刊新聞紙による公告方法または電子公告による方法。会社939条1項）により公告するときは、知れている債権者に対する各別の催告を省略することができる（会社799条3項）。
・存続会社が定めた1ヶ月以上の異議申述期間内に、実際に債権者が異議を申し述べた場合には、会社は、当該債権者に対して、弁済、相当の担保の提供または弁済を得させることを目的とした財産の信託のいずれかの措置をとらなければならない（会社799条5項）。

2　〔設問2〕について

・Xは、甲社を被告として（会社834条7号）、吸収合併無効の訴えを提起するこ

とが考えられる（会社 828 条 1 項 7 号）。

・ Ｘは、甲社の債権者である。吸収合併無効の訴えの原告適格を有する債権者は、「吸収合併について承認をしなかった債権者」とされているところ、この中には、実際に異議申述手続において異議を申し述べた債権者だけではなく、各別の催告を受けることができる地位にあるにもかかわらず、これを受けることがなかったために、異議を申し述べることができなかった債権者も含まれる。

・ ここでいう「知れている債権者」とは、当該債権者の氏名・名称、債権額、債権の発生原因等について、会社が認識している債権者を指す（大判昭和 7・4・30 民集 11 巻 700 頁）。

・ Ｘは、甲社との取引によって２０００万円の貸金債権を有している取引債権者である。したがって、甲社が、Ｘの氏名、債権の発生原因、債権額等について認識していないとは考えられないため、Ｘは知れている債権者にあたる。

→ そうであれば、Ｘは各別の催告を受けることができる地位にありながら、これを受けなかった債権者として、原告適格を有すると言える。

・ 吸収合併無効の訴えの出訴期間は、当該吸収合併の効力発生日から 6 ヶ月以内とされているところ、Ｘが訴えの提起を検討しているのは、２０２６年６月１日であり、これは本件合併の効力発生日である同年２月１０日から６ヶ月以内である。したがって、出訴期間の要件も満たしている。

・ 吸収合併無効の訴えの無効事由については会社法上明文の定めがないため、解釈に委ねられている。一般に、組織再編行為の無効の訴えの無効事由は、当該組織再編行為における手続的瑕疵であると解されているが、吸収合併等組織再編行為がその効力を生じた場合、その後に当該組織再編行為の有効性を前提として、さまざまな法律関係が積み重ねられていくことから、法的安定性を重視する必要がある。したがって、軽微なものを除く手続的瑕疵が無効事由に当たると解すべきである。

・ 本件では、甲社は、その定款において、公告方法として官報による方法のみを規定しているのであるから、既述のように、債権者異議手続の中で、知れている債権者に対しては各別の催告を行わなければならないところ、これを行っていない。そして、そもそもＸは本件合併に反対していたのであるから、仮に各別の催告がＸに対しても行われていたならば、Ｘは異議を申し述べていた可能性が高く、それがなされなかったために、異議を申し述べる機会を失っている。

→ このような債権者異議手続における瑕疵は、重大であると評価できる。

以上から、Ｘによる本件合併の無効を求める訴えは、認められる。

【講評】

・ 〔設問１〕について、吸収合併における債権者異議手続の概要を正確に理解でき

ていると思われる答案は、かなり少なかった。とりわけ、会社が官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告または電子公告のいずれかを行う場合には、知れている債権者に対する各別の催告を省略することができる旨を指摘している答案が、非常に少なかった。

- 答案の中には、吸収合併等の組織再編行為についての条文ではなく、組織変更の債権者異議手続にかかる条文（会社 779 条）を引用しているものも見受けられた。内容的に大差がないとはいえ、明らかに異なる条文を引用していることから、この答案については、本問を正確に理解していないものと捉えて採点を行った。
- 債権者異議手続には、【解説】においても説明しているように、債権者が異議を述べた場合における会社側の措置も含まれるところ、この点について全く説明していない答案も多く見受けられた。
- 〔設問２〕については、〔設問１〕を踏まえての当てはめが要求されているところ、それをまったく理解することなく、かなり独自の理論構成に基づく当てはめ（らしきもの）を行っている答案も見受けられた。
- また、本件におけるＸが本件合併の効力を否定するために提起する訴えは、本件合併の効力発生後であることから、吸収合併無効の訴えを提起することになるはずのところ、差止請求について論じている答案も、わずかではあるが見られた。
- 本件におけるＸは知れている債権者であるところ、知れている債権者の定義を示すことなく、Ｘを知れている債権者であると認定する答案が多く見られた。各別の催告を受けるのは知れている債権者であり、Ｘがこれに当たるかどうかは、知れている債権者の定義を示し、当てはめを行って初めて認定できることである。この検討をせずに、たんにＸを知れている債権者と認定し、各別の催告を受けなかったとすることは、望ましいとはいえない。
- 総じて、基本的論点である合併の債権者異議手続とその瑕疵をめぐる問題点について、しっかりと理解して書けている答案はわずかであった。そのような答案については高く評価した。これに対して、多くの答案は、〔設問１〕・〔設問２〕のいずれかにおいて（あるいは双方において）組織再編行為における債権者異議手続についての理解が不十分であると評価されるような答案であった。組織再編行為についての学習が進んでいないのかも知れないが、司法試験でも複数回登場しているテーマでもあることから、しっかりとした学習を進めてもらいたいと考える。

以　上